

○栗原市業務委託最低制限価格制度取扱要領

平成22年6月30日

告示第120号

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する業務（栗原市建設関連業務最低制限価格制度取扱要領（平成19年栗原市告示第134号）第1条に定める建設関連業務を除く。以下「業務」という。）の委託の契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格（以下単に「最低制限価格」という。）の設定基準及びその事務の取扱いについて定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を採用する業務（以下「対象業務」という。）は、予定価格が50万円以上で競争入札に付し、かつ、人件費比率の高い業務と市長が認める業務とする。

(最低制限価格)

第3条 市長は、最低制限価格を対象業務の予定価格に10分の5を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲内で、適宜に定めることができる。

(最低制限価格の記載)

第4条 市長は、業務に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書の摘要欄に記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、業務に係る最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(不調時の調整)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、改めて入札に付する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年7月1日から施行し、施行の日以後に公告等をした入札から適用する。